

3. 花粉発生源対策の加速化と課題

(1) これからの花粉発生源対策

(関係閣僚会議が「花粉症対策の全体像」を決定)

これまで各省庁で様々な取組が行われてきたが、今もスギ花粉症の有病率は高く、多くの国民が悩まされ続けている状況となっている。

そのため、令和5(2023)年4月、政府は「花粉症に関する関係閣僚会議」を設置し、同年5月に「花粉症対策の全体像」を決定した。その中では、花粉の発生源であるスギ人工林の伐採・植替え等の「発生源対策」や、花粉飛散量の予測精度向上や飛散防止剤の開発等の「飛散対策」、治療薬の増産等の「発症・曝露対策」を3本柱として総合的に取り組み、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示している。

同年10月には、花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」として取りまとめた(資料 特-13)。

資料 特-13 花粉症対策 初期集中対応パッケージの概要

1. 発生源対策

●スギ人工林の伐採・植替え等の加速化【林野庁】

本年度中に重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、次の取組を実施

- ・スギ人工林の伐採・植替えの一貫作業の推進
- ・伐採・植替えに必要な路網整備の推進
- ・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進

●スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

- ・木材利用をしやすくする改正建築基準法の円滑な施行(令和6年4月施行予定)
- ・本年中を目処に、国産材を活用した住宅に係る表示制度を構築
- ・本年中を目処に、住宅生産者の国産材使用状況等を公表
- ・建築物へのスギ材利用の機運の醸成、住宅分野におけるスギ材への転換促進
- ・大規模・高効率の集成材工場、保管施設等の整備支援

●花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における原種増産施設の整備支援
- ・都道府県における採種園・採穂園の整備支援
- ・民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備支援
- ・スギの未熟種子から花粉の少ない苗木を大量増産する技術開発支援

●林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

- ・意欲ある木材加工業者、木材加工業者と連携した素材生産者等に対する高性能林業機械の導入支援
- ・農業・建設業等の他産業、施業適期の異なる他地域や地域おこし協力隊との連携の推進
- ・外国人材の受け入れ拡大

2. 飛散対策

●スギ花粉飛散量の予測

来年の花粉飛散時期には、より精度が高く、分かりやすい花粉飛散予測が國民に提供されるよう、次の取組を実施

- ・今秋に実施するスギ雄花花芽調査において民間事業者へ提供する情報を詳細化するとともに、12月第4週に調査結果を公表【環境省・林野庁】
- ・引き続き、航空レーザー計測による森林資源情報の高度化、及び、そのデータの公開を推進【林野庁】
- ・飛散が本格化する3月上旬には、スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な三次元の気象情報を提供できるよう、クラウド等を整備中【気象庁】
- ・本年中に、花粉飛散量の標準的な表示ランクを設定し、来年の花粉飛散時期には、この表示ランクに基づき國民に情報提供されるよう周知【環境省】

●スギ花粉の飛散防止

- ・引き続き、森林現場におけるスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を実施【林野庁】

3. 発症・曝露対策

●花粉症の治療

- ・花粉飛散時期の前に、関係学会と連携して診療ガイドラインを改訂【厚生労働省】
- ・舌下免疫療法治療薬について、まずは2025年からの倍増(25万人分→50万人分)に向け、森林組合等の協力による原料の確保や増産体制の構築等の取組を推進中【厚生労働省・林野庁】
- ・花粉飛散時期の前に、飛散開始に合わせた早めの対症療法の開始が有効であることを周知
- ・患者の状況等に合わせて医師の判断により行う、長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方について、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かれているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、活用を積極的に促進【厚生労働省】

●花粉症対策製品など

- ・本年中を目処に、花粉対策に資する商品に関する認証制度をはじめ、各業界団体と連携した花粉症対策製品の普及啓発を実施【経済産業省】
- ・引き続き、スギ花粉米の実用化に向け、官民で協働した取組の推進を支援【農林水産省】

●予防行動

- ・本年中を目処に、花粉への曝露を軽減するための花粉症予防行動について、自治体、関係学会等と連携した周知を実施【環境省・厚生労働省】
- ・「健康経営優良法人認定制度」の評価項目に従業員の花粉曝露対策を追加することを通じ、企業による取組を促進中【経済産業省】

(花粉発生源対策の目標)

「花粉症対策の全体像」において、10年後の令和15(2033)年には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることを目標としている(資料 特-14)。これにより、花粉量の多い年でも過去10年間(平成26(2014)年～令和5(2023)年)の平年並みの水準まで減少させる効果が期待される。また、将来的(約30年後)には花粉発生量の半減を目指すこととしている。

これを実現するため、スギ人工林の伐採量を増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替えを推進することとしている。

花粉を発生させるスギ人工林の減少を図っていくためには、伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力の確保等の対策を総合的に推進する必要がある(資料 特-15)。

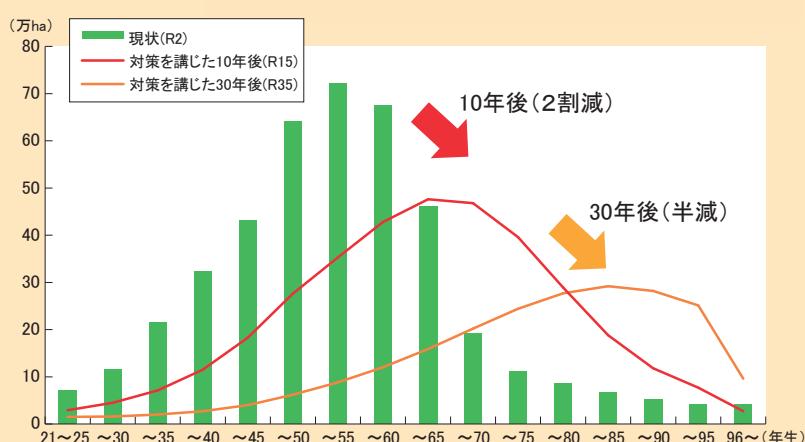
(2)スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

花粉発生源対策を進めため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に引き続き取り組むとともに、「花粉症対策の全体像」を踏まえ、以下の取組により伐採・植替え等を加速化させていくこととしている。

(スギ人工林伐採重点区域の設定)

「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」では、人口の多い都市部周辺など²³において

資料 特-14 花粉発生源となるスギ人工林の将来像

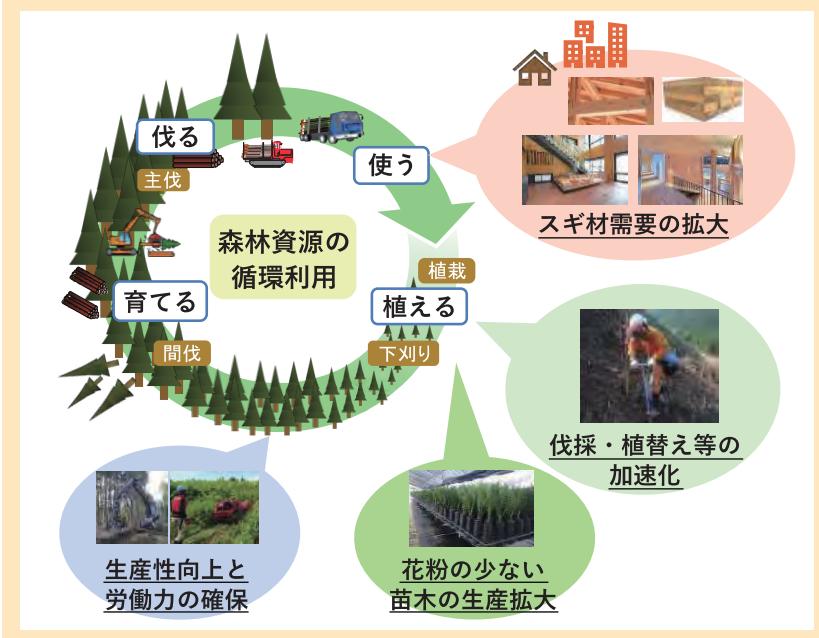


注1：花粉の少ないスギの人工林面積は除く。

2：20年生以下のスギ人工林は花粉の飛散がわずかであることから、20年生を超えるスギ人工林を花粉発生源となるスギ人工林とした。

資料：「花粉症対策の全体像」(令和5(2023)年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定)

資料 特-15 花粉発生源の減少に向けた取組



²³ ① 県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50km圏内にあるまとまったスギ人工林のある森林の区域。

② 上記のほか、スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める森林の区域。